

産業人材育成連携会議 サポーター募集要領

第1 目的

産業人材育成連携会議（以下「連携会議」という。）での取組みの推進を目的として、連携会議を支援するサポーターを募集する。

第2 サポーターの種別と対象

- (1) サポーター区分は、スペシャルサポーター、企業サポーター、学校サポーター、個人サポーターの四種とする。
- (2) 各サポーターの募集対象は、連携会議の趣旨目的に賛同し、連携会議の取組みに協力する業界団体等とし、対象は各区分毎に以下のとおりとする。
 - 1) スペシャルサポーター 業界団体、公的機関、公的法人
 - 2) 企業サポーター 私企業（学校法人、大学法人を除く）
 - 3) 学校サポーター 小学校・中学校・高等学校・専門学校・短期大学・大学等
 - 4) 個人サポーター 大阪府内に在住・通学・通勤している個人又は南大阪校への入校を希望する個人
- (3) サポーターは、以下のすべてを満たさなければならない。
 - 1) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
 - 2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - 3) 法令等を遵守し、連携会議及びサポーター間の信頼関係を損なう行為をしないこと。

第3 サポーターの登録・変更・退会等

- (1) サポーターの登録・変更・退会事務は、南大阪校に置く連携会議の庶務（以下「庶務」という。）が行う。
- (2) サポーター登録又は退会を希望する者は、連携会議サポーター登録（退会）申請書（様式1）に必要事項を記入の上、庶務に提出するものとする。
- (3) サポーター登録内容に変更が生じた場合は、連携会議サポーター登録内容変更届（様式2）に必要事項を記入の上、庶務に提出するものとする。
- (4) サポーター登録・登録内容変更・退会は、随時受け付ける。
- (5) 庶務は、サポーター登録希望者が第2に定める要件を満たさないと認めるときは、登録しないものとする。
- (6) 庶務は、以下に該当するときは、職権で退会させることができる。
 - 1) サポーターが第2に定める要件を満たさなくなったとき
 - 2) サポーターと6か月以上連絡がとれないとき。
- (7) 庶務は、サポーター登録・退会登録が完了したとき又は職権で退会させたとき（第3(6)2)により退会させたときを除く。）は、電子メールにて対象者に通知する。

第4 サポーターの特典等

- (1) サポーターは、連携会議及び連携会議構成団体が実施する各種事業の情報提供を受けられることができる。
- (2) 連携会議及び連携会議構成団体は、産業人材育成に関する事業等を実施する場合、サポーターに対し事業参画や協力等を依頼することがある。
- (3) 連携会議が発行する印刷物その他の広報媒体にサポーター名簿を掲載する場合は、原則として、スペシャルサポーター・企業サポーター・学校サポーターの名を掲載するものとし、個人サポーターの名は掲載しないものとする。

第5 その他

この要領の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。